

事務連絡  
平成30年3月28日

各都道府県教育委員会総務担当課  
各指定都市教育委員会総務担当課 御中

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課

教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分に係る  
不服申立ての審査庁について

政府の地方分権改革推進本部においては、義務付け・枠付けの見直し等について、継続的に検討が行われているところであり、去る12月26日に別添1のとおり「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

今回の閣議決定においては、「教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の手の在り方も含めて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。」とされたところです。

審査請求をすべき行政庁については、平成28年4月1日施行の行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行通知（「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について（通知）」（平成28年1月29日総管第6号）（別添2）において、処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁（以下「処分庁等」という。）に上級行政庁がない場合は当該処分庁等であると示されています。

教育委員会から教育長に委任された事務に関する処分についての審査請求は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）において、教育委員会による教育長への指揮監督権は規定されていないため、教育委員会は教育長の上級行政庁に該当せず、行政不服審査法第4条第1号の規定により、教育長が審査請求をすべき行政庁となると解されます。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれましては、不服申立て制度について改めて確認いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市町村教育委員会に対し、本件について周知くださるようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局  
初等中等教育企画課教育委員会係  
電話：03-5253-4111（代表）（内線4678）

## 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

〔平成29年12月26日  
閣議決定〕

### 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成29年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、地域交通部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」（平成28年12月22日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

### 2～5 （略）

### 6 義務付け・枠付けの見直し等

#### 【文部科学省】

#### (12) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭31法162）

教育委員会から委任を受けた事務に関して教育長が行った処分に係る審査庁の明確化については、当該審査請求の手續の在り方も含めて検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる。

総管管第6号  
平成28年1月29日

各都道府県知事 殿  
各都道府県議会議員 殿  
各指定都市市長 殿  
各指定都市議会議員 殿

総務大臣  
(公印・契印省略)

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する  
法律の施行について (通知)

第186回国会において成立し、平成26年6月13日に公布された行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「新行審査法」という。)及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号。以下「整備法」という。)については、行政不服審査法の施行期日を定める政令(平成27年政令第390号)により、本年4月1日から施行することとされました。

新行審査法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(以下「処分」という。)に関する不服申立ての制度について、公正性や利便性の向上等を図る観点から、現行の行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「旧行審査法」という。)の全部を改正するものです。

また、整備法は、新行審査法の施行に伴う所要の規定の整備を行うとともに、いわゆる「不服申立前置」について、不服申立件数が大量にあるもの等を除き廃止する等の措置を講ずるものです。

貴職におかれては、これまでに情報提供を行っている新行審査法及び整備法の内容について十分御理解されるとともに、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の御配慮をお願いします。また、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員、一部事務組合並びに広域連合に対してもこの旨周知願います(複数の都道府県にわたる一部事務組合及び広域連合については、事務所が属する都道府県知事から周知願います。)

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 新行審法に関する事項

新行審法により、旧行審法の内容が変更され、又は新たに追加される主な事項は以下のとおりであり、新行審法の施行に当たっては、これらの事項について特に御留意願いたい。

#### 1. 審査請求をすべき行政庁（第4条関係）

新行審法においては、旧行審法における異議申立てを廃止し、不服申立ての種類を原則として審査請求に一元化するとともに、審査請求をすべき行政庁について、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除き、次のとおりとされたことから、各行政庁は適切に対応すること。

##### (1) 処分庁等に上級行政庁がある場合

処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁（以下「処分庁等」という。）に上級行政庁があるときは、当該処分庁等の最上級行政庁

##### (2) 処分庁等に上級行政庁がない場合

当該処分庁等

#### 2. 審理員（第9条等関係）

(1) 審理員制度は、処分に関する手続に関与していない等一定の要件を満たす職員が審査請求の審理手続を行うことを法律上担保し、審理の公正性及び透明性を高めることにより、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するとの新行審法の目的を達成するため、新たに導入されたものである。

この趣旨を踏まえ、審査庁は、審理員として審理手続を行う者について、第9条第2項各号に掲げる者に該当するものではないことを十分確認すべきものであること。

(2) 審査庁は、審理員に指名された者が審理手続を適正かつ円滑に行うことができるよう、第17条に規定する審理員となるべき者等に対し、適時に、審理手続を行うに当たって必要となる知見の習得を促すこと等の配慮をすること。

#### 3. 審査請求期間（第18条関係）

審査請求期間については、旧行審法第14条第1項における60日から、3月に延長されたこと。

また、その例外については、個々の事案に応じて適切な救済が図られるよう、「正当な理由がある場合」に認められるものとされ、例えば、旧行審法第14条第1項ただし書に規定する場合又は旧行審法第19条に規定する場合については、いずれも「正当な理由がある」ものとして救済されるものとなること。